

# 宇治市いじめ防止基本方針

平成26年11月  
(平成31年3月改定)  
宇治市・宇治市教育委員会

# 目 次

はじめに	P 2
第 1 いじめの防止等のための基本的な方向	P 3 ~ 5
1 宇治市の基本方針策定の目的	P 3
2 いじめとは	
3 いじめの防止等のための基本理念	P 4
4 いじめの防止等に向けた役割	
(1) 市の役割	
(2) 教育委員会の役割	
(3) 学校の役割	
(4) 子どもの役割	
(5) 保護者・家庭の役割	P 5
(6) 地域社会・関係機関の役割	
第 2 いじめの防止等のための取組	P 5 ~ 1 6
1 市が実施する取組	P 5
(1) 関係機関・団体の連携	
(2) いじめの防止等のための取組	
2 教育委員会が実施する取組	P 6
(1) いじめの防止・早期発見	
(2) いじめへの対処	P 7
(3) いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証	
3 学校が実施する取組	
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) いじめの防止等のための組織	P 9
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組	P 1 0
4 重大事態への対処	P 1 4
(1) 重大事態とは	
(2) 重大事態の報告	
(3) 調査の実施	
(4) 調査の主体	P 1 5
(5) 調査結果の提供及び報告	
(6) 市長による再調査等	
第 3 その他いじめの防止等のための取組	P 1 6

はじめに

本市では、平成18年7月に「宇治市人権教育・啓発推進計画」を策定し、「人間性ゆたかで平和な社会をめざして」を基本理念に人権という普遍的な文化が根づいた平和で明るい社会を構築することを目標とし、今後、本市が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにするとともに、施策の方向性を示したところです。学校においても、全教育活動に人権教育を積極的に推進できるよう位置付け、お互いの個性や価値観の違いを認め、自己や他者を尊重する心を育むことにより、人権尊重の精神を基盤として共に支え合いながら、全ての子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めてきているところです。

平成26年3月には教育委員会において「宇治市教育振興基本計画」を策定し、その中においても、人権教育の推進としていじめ防止対策の充実を掲げています。また平成26年4月には、「教育支援センター」を設置し、様々な困難な事象に直面している学校現場を直接支援することで、これまで以上に学校への支援体制は、充実したものとなっています。さらに、この教育支援センターの下に医師、弁護士、心理や福祉等の専門家で構成する「宇治市学校支援チーム」をつくり、いじめの防止などにつながる専門的な助言もいただいているところです。

しかしながら、いじめや暴力等は根絶したとは言えず、全国では子どもの生命に重大な危険が生じる事象が発生しており、本市においても解決すべき重要な課題となっています。本来、学校や家庭、地域社会の大人に温かく見守られて成長していくべき子どもが心や身体に大きな傷を負うことは、絶対に防がなくてはなりません。

いつの時代も子どもの健やかな成長は、社会全体の切なる願いです。これから社会に巣立つ子どもたちが、将来の夢を抱き、豊かな心を持ち、たくましく成長できる社会を実現していけるよう、いじめ根絶のための取組をさらに推進していく必要があります。

そのためには、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題に対する正しい理解と普及啓発、子どもたちをきめ細かく見守る体制の整備等、市・教育委員会・学校・家庭・地域社会及び関係機関が連携し、それぞれの役割を改めて明確にしながら社会全体で子どもを守るという強い決意を込め、本市の基本方針を定めるものです。

## 第1 いじめの防止等のための基本的な方向

### 1 宇治市の基本方針策定の目的

本市におけるいじめの根絶に向けて、児童生徒一人ひとりの尊厳と人権の尊重を目的に、国・京都府・市・教育委員会・学校・家庭・地域社会その他の関係者の連携の下、社会総がかりで、実効性のあるいじめ防止対策を総合的、かつ、効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための基本的な方針を示すものとして、「宇治市いじめ防止基本方針（以下「宇治市の基本方針」という。）」を策定する。

### 2 いじめとは

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

本市では、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別に行う。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

その際、次のような児童生徒の心理から、いじめられていることを相談しにくい状況にあること、そして一方では「でも気づいてほしい」という思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えることとする。

#### <いじめられている子どもの心理例>

一人ぼっちになりたくない。

みんなに知られたらよけいにみじめ。自分が弱い人間だと思われたくない。

親に余計な心配をかけたくない。

大人に話すともっといじめがひどくなる。仕返しが不安。

自分が悪いのではないか。

なぜいじめられるのか。何が原因なのか分からない。

#### <用語の定義>

学校とは、宇治市立の小学校、中学校をいう。

児童生徒とは、学校に在籍する児童、生徒をいう。

### 3 いじめの防止等のための基本理念

いじめは、子どもにとってその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えることになる。

そこで、いじめの防止等のための対策は、市・教育委員会・学校、家庭、地域社会、関係機関との連携の下、次に掲げる事項を基本として行う。

いじめは、どの子ども、学校、集団にも起こりうる最も身近な人権侵害問題である。

「いじめは絶対に許されない行為である。」という認識に立ち、一人の教員が抱え込むのではなく、迅速、かつ、組織的（チーム）に対応する。

いじめのない社会を実現するために、学校、家庭、地域社会など、社会全体で主体的に、かつ、それぞれが役割を自覚して取り組む。

### 4 いじめの防止等に向けた役割

#### (1) 市の役割

宇治市の基本方針に基づき、いじめの防止等のために必要な施策を総合的に推進する。

#### (2) 教育委員会の役割

ア 学校に係るいじめの防止等のために必要な施策を推進する。

イ いじめの防止等のため、定期的調査や啓発を行う。

ウ いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導を学校や関係機関と連携し、迅速、かつ、適切に行う。

エ いじめに関する相談体制や教職員研修の充実を図るとともに、いじめの問題に取り組む学校の支援を行う。

オ 保護者が子どもの規範意識を養うためのしつけを適切に行うことができるよう、保護者を対象にした家庭への助言・支援を行う。

#### (3) 学校の役割

ア 児童生徒が安心して学び、豊かな生活を送ることができる学校づくりに努める。

イ 児童生徒が主体となって、いじめのない人間関係を形成できるよう、児童生徒を指導・支援する。

ウ いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめの早期発見に努める。

エ いじめが発生した際には早期に解決できるよう、教育委員会、家庭、地域社会、関係機関と連携し、迅速に対応する。

オ 教員一人一人の危機意識を高め、いじめの防止等に向けた研修や体制の整備に組織的に取り組む。

#### (4) 子どもの役割

- ア 他者に対して思いやりの心を持ち、日頃から、いじめをしない、いじめをさせないという気持ちをもって行動するように努める。
- イ 周囲にいじめがあると思われるときは、いじめを受けたと思われる子どもやいじめを行ったと思われる子どもに声をかけることや、周囲の大人にも積極的に相談するように努める。

#### (5) 保護者・家庭の役割

- ア いじめの問題は、学校だけで起こるとは限らないことから、「社会のマナーやルール」を教え、「思いやりや他人を大切にできる心」を育てるのは、家庭の最も重要な役割であるとの認識をもつこと。
- イ どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努めるとともに、常日頃から子どもものささいな変化を見逃さないようにし、いじめの被害など悩みがある場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ウ 子どものいじめを未然に防止するため、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換やコミュニケーションに努めるとともに、互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- エ いじめを発見し、又は、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに教育委員会、学校、関係機関に相談又は通報する。
- オ 子どもがいじめを受けた場合には、学校等と連携の下、適切にいじめから保護するものとする。
- カ 子どもがいじめをしていることに気づいた場合には、理由や言い分をしっかりと聞いた上で、いかなる場合もいじめは許されないということを理解させること。

#### (6) 地域社会・関係機関の役割

- ア 地域社会は、子どもの成長や生活に関心を持ち、いじめの兆候を感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの未然防止に努める。
- イ 子どもたちの健全育成に関わる関係機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携していじめの根絶に努める。

## **第2 いじめの防止等のための取組**

### **1 市が実施する取組**

#### **(1) 関係機関・団体の連携**

市は、いじめの問題対策のために、学校、教育委員会の他、市内の関係機関・団体の連携を強化することを目的とした会議を開催する。

#### **(2) いじめの防止等のための取組**

市民に対して社会全体でいじめの問題や、いじめの防止に取り組むことへの理解を得られるよう、広報啓発活動の充実を図る。

## 2 教育委員会が実施する取組

### (1) いじめの防止・早期発見

#### ア 児童生徒の豊かな心の育成

小中一貫教育による9年間を通して、児童生徒がお互いの人権を尊重し、社会のルールを守り、生命を慈しむ「心」を身に付けることができるなど豊かな心を育成し、いじめを防止するため、教育活動全体を通じて「心の教育」の充実を図る。

また、幼児期の教育において、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で、相手を尊重する気持ちを持って行動できるような取組など、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進する。

#### イ 教職員の資質能力向上

いじめの実態、態様、構造などを踏まえ、その予防、早期発見、早期対応、再発防止に向けた研修を充実するとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門性を活用し、全ての教職員が法の内容を理解し、カウンセリング能力等の向上のための研修を推進する。

#### ウ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

いじめの問題に対する正しい理解を得られるよう、広報啓発活動の充実を図る。

#### エ 学校、家庭及び地域社会が連携した見守り活動の場づくり

学校、家庭及び地域社会において、児童生徒が安心して過ごすことができるよう、あいさつや見守り活動を通じて、地域ぐるみで子どもを守る取組の充実を図る。

地域社会における行事及び活動並びに団体やサークルにおけるスポーツ・文化活動等を通じて、児童生徒が人との関わりを大切にすることを育み、健やかに成長していくことができるよう、児童生徒が主体的に参加、活躍できる環境づくりを促進する。

#### オ 教育相談の体制整備と活用の推進

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒やその保護者、教職員等からのいじめに関する相談体制の整備・周知を図るとともに、京都府や関係機関と連携し、各種相談窓口の周知を図る。

#### カ インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ(インターネット上いじめ)対策の実施

児童生徒に「情報モラル」を身に付けさせる指導の充実を図ると

ともに、PTA・育友会とも連携を図りながら、インターネット等の利用のルールやマナーについての情報提供や啓発を積極的に進める。

インターネット上のいじめに関する情報把握については、京都府教育委員会と連携したネットパトロールを実施し、インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制を整備する。

#### キ 校種間・学校間の連携協力体制の整備

いじめを受けた被害児童生徒といじめを行った加害児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、被害児童生徒とその保護者に対する支援や加害児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言・支援が適切に行うことができるよう、校種間・学校間の連携協力体制を整備する。

### (2) いじめへの対処

#### ア 関係機関や多様な人材の協力による問題解決に向けた支援

学校が把握したいじめやいじめにつながる事象については、教育委員会と情報を共有し、必要に応じて、教育委員会は教育支援センターが中心となって学校訪問し、現状把握を行い支援及び指導・助言を行うことにより、いじめの解消を図る。

解決困難な問題への対応については、「宇治市学校支援チーム」の活用や京都府教育委員会へ「いじめ未然防止・早期解消支援チーム」の派遣を要請する等、いじめ解消に向けて関係機関との連携を図る。

### (3) いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握、検証、指導・助言等

学校におけるいじめ防止基本方針の策定状況、いじめの問題への取組状況等を適宜調査するとともに、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証する。また、各学校の法第22条に規定する組織の役割が果たされているかどうかを確認し、必要な指導・助言を行う。

## 3 学校が実施する取組

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

ア 学校は、いじめの防止等のため、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力した体制を確立し、学校の実情に応じた対策を推進する。

イ 学校は、国、京都府並びに宇治市の基本方針を参酌し、自校における実情に応じた、いじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定める。

学校基本方針を定めることには、次のような意義がある。

- ・ 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応



ではなく組織として一貫した対応となること。

- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- いじめの加害児童生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、加害児童生徒への支援につながる。

さらに、学校基本方針に基づきいじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、取組状況や達成状況を評価することにより、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。あわせて、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。

- ウ 策定・見直しを行うに当たっては、保護者、地域社会の理解と協力が得られるよう努めるとともに、策定・見直しを行った学校基本方針については、学校のホームページ、学校だよりへの掲載その他の方法により、保護者や地域の方が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

#### 学校基本方針の内容の例

- a) いじめの防止のための取組、早期発見、いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、学校内外における被害児童生徒の教育環境・教育機会の確保、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容を具体的に定める。
- b) いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じていじめの防止等に役立つ多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- c) アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施

するなどといった具体的な取組を盛り込む。

- d) aからcの策定事項が、同時にいじめ防止対策委員会の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通した当該組織の活動を具体的に記載する。
- e) いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める。
- f) より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検・評価し、必要に応じて見直しを行うPDCAサイクルを盛り込む。

## (2) いじめの防止等のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校に常設のいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止対策委員会」という。）を置く。

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、いじめ防止対策委員会は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ防止対策委員会の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施することが重要である。また、いじめの早期発見のためには、いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていくことが重要である。

さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒がいじめ防止対策委員会の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも必要である。

あわせて、学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

いじめ防止対策委員会は、管理職、生徒指導担当教員、学年主任、学級担任、養護教諭、教育相談担当教員、特別支援教育担当教員等の複数の教職員によって構成することにより、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定し、これに加え、個々のいじめの防止・

早期発見・対処にあたって関係の深い教職員を追加する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを加えるほか、事案によっては、宇治市学校支援チームの活用を検討するようにする。

### **(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組**

学校は、教育委員会とともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等外部の専門家と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処に当たる。

#### **ア いじめの防止**

いじめはどの子にも起こりうること、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、すべての児童生徒を対象に、「いじめは決して許されない人権侵害である」という認識の下、未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組むことが何より重要である。

また、未然防止の基本として、学校は、児童生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を身に付けさせることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが大切である。

さらに、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動も含む学校教育活動全体を通じて、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動等、いじめについて考え、いじめの防止やいじめをなくすための活動を推進するとともに、青少年健全育成の標語や社会を明るくする運動の作文等の作成を通して、いじめを防止したりいじめをなくしたりしようとする機運を高める。

加えて、児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合があるため、児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめ防止対策委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させることが重要である。

あわせて、発達障害を含む障害のある児童生徒等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

#### **イ いじめの早期発見**

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いということを全ての教職員の共通理解の下で、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示すささいな変化や危険信号

を見逃さないよう努めることが大切である。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や聴き取り調査、教育相談等を実施し、児童生徒や保護者が相談しやすい体制を整えることにより、いじめの実態把握に取り組むことが必要である。

また、学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定め、これらのアンケート調査等において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員に理解させ、これを踏まえ、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。

#### <いじめ発見に向けた心構え>

教職員は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを十分認識するほか、何気ない冷やかしか悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意する必要がある。

そのため、教職員は、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する姿勢を持ち続けることが必要である。

#### <相談対応時の心構え>

さらに、教職員は、「第1 いじめの防止等のための基本的な方向、2 いじめとは <いじめられている子どもの心理例>」で挙げた児童生徒の心理を十分に踏まえ、児童生徒がいじめられていることを相談しにくい状況にあること、そして一方では「でも気づいてほしい」という思いがあることを十分認識して、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えつつ、いじめられている児童生徒の気持ちをしっかりと受け止め、親身になって話を聴く姿勢が必要である。

### ウ いじめに対する対処

いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、学校と特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、いじめ防止対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

また、教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

さらに、いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、事実

関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒の生命の尊  
重を第一に考えて被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、事実関係  
を迅速にその保護者に伝え、不安の解消に努める。

加えて、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨と  
して、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、加害児童生徒が、例えば、好意から行った行為が意図せずに被  
害児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で  
相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好  
な関係を再び築くことができた場合等においても、法が定義するいじめ  
に該当するため、事案をいじめ防止対策委員会へ情報共有することが必  
要となる。ただし、このような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使  
わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関  
係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

## **エ いじめが起きた集団への働きかけ**

いじめについては、その被害者に対する対応及び加害者に対する指導  
だけでなく、いじめの観衆・傍観者に対しても、自分の問題として捉え  
させ、たとえいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つよ  
うに指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対して  
は、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解さ  
せる。

## **オ いじめの解消**

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。い  
じめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たさ  
れている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であ  
っても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### **いじめに係る行為が止んでいること**

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネ  
ットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間  
継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安と  
する。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要  
であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又  
はいじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するも  
のとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加  
害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を  
行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状  
況を注視する。

被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

#### **カ いじめ解消後の継続的な指導**

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。

また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を組織的・計画的に進める。特に、いじめの再発防止に向けては、児童生徒が互いに理解し、認め合える人間関係を自ら作り出していける取組を推進する。

#### **キ インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）への対応**

インターネット上のいじめは、相手が直接見えないため軽い気持ちで誹謗・中傷等を行ってしまうこと、一度記録されると情報が短時間に広がり、その消去が困難であること、時間や場所に関係なく行われ、いじめの被害者が苦しみ続ける性質を持つことなどを教職員は自ら理解し、実態把握に努め、インターネット上のいじめを見逃さない感覚を高めることが必要である。

また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るとともに、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させることが必要である。さらに、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるよう、スマートフォン等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育等、児童生徒及びその保護者に対する必要な啓発を進める。

## ク 地域との連携

学校は当該学校のいじめに係る状況及び対策について学校評議員等に情報提供するとともに、連携・協働による取組を進める。

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。なお、判断にあたってはいじめを受けた児童生徒の状況に着目して行う。

- 例) ○児童生徒が自殺を企図した場合  
○身体に重大な被害を負った場合  
○金品等に重大な被害を被った場合  
○精神性の疾患を発症した場合 等

イ いじめにより児童生徒が相当の期間<sup>注</sup> 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

いじめの重大事態については、京都府の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」に基づき適切に対応するものとする。

<sup>注</sup> 「相当の期間」とは、年間 30 日を目安とする。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握して判断する。

### (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生したときは、その旨を教育委員会を通じて市長に報告する。

### (3) 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ（いつ頃から）誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか」など、事実関係を明確にするために、調査を行う。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

#### (4) 調査の主体

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や組織を判断するとともに、次に掲げる組織で行う。

##### ア 学校が主体となる場合

教育委員会は教育支援センターを中心に、学校に対して必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

##### イ 教育委員会が主体となる場合

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合に、教育委員会は教育支援センターを中心に、当該重大事態の内容に応じた適切な外部の専門家等を含む組織において調査を行う。

#### (5) 調査結果の提供及び報告

##### ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、調査結果によって明らかになった事実関係について、調査の経過報告を含め、説明を行う。

これらの情報提供にあたっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

##### イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。

#### (6) 市長による再調査等

##### ア 再調査

重大事態の調査結果について報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、当該調査結果について外部の専門家等で構成する組織において再調査を行う。

##### イ いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

市長が再調査を実施した場合は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し当該調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報について、適切に提供する。

これらの情報提供にあたっては、市長は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。



る。

**ウ 再調査の結果を踏まえた措置**

市長及び教育委員会は再調査の結果及び提言を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

**エ 議会への報告**

市長は、再調査を行った場合は、その結果について、議会へ報告する。

**第3 その他いじめの防止等のための取組**

市・教育委員会は、国、京都府の動向等を勘案し、必要に応じて宇治市の基本方針を見直す。